

ターミナルの一覧（出入管理情報システムを導入予定の重要国際埠頭施設の一覧）

港 名	国際埠頭施設名 (保安規程単位)	略称
東京港	品川ふ頭外貿コンテナターミナル施設	品川公共コンテナ
東京港	青海コンテナふ頭外貿コンテナターミナル施設	青海公共コンテナ
東京港	青海埠頭3号岸壁コンテナ埠頭施設	青海3号
東京港	青海埠頭第4号岸壁	青海4号
東京港	大井埠頭1号、2号岸壁及び荷さばき地	大井1・2号
東京港	東京地区新3号・4号岸壁及び荷捌き地	大井3・4号
東京港	大井コンテナ埠頭新5号及び荷さばき地	大井5号
東京港	大井埠頭コンテナ埠頭施設6号・7号バース	大井6・7号
東京港	上組東京コンテナターミナル	上組CT
東京港	お台場ライナー埠頭	お台場ライナー
横浜港	大黒ふ頭T-1・T-2号岸壁	大黒T-1・2
横浜港	大黒埠頭C突堤第3号岸壁	大黒C-3
横浜港	大黒埠頭C突堤第4号岸壁	大黒C-4
横浜港	本牧埠頭D突堤第4号バース	本牧D-4
横浜港	本牧埠頭D突堤第5号岸壁	本牧D-5
横浜港	南本牧ふ頭MC-1、2岸壁	南本牧MC-1・2
横浜港	本牧埠頭A突堤5、6号岸壁	本牧A-5・6
横浜港	本牧ふ頭A-7号/A-6号岸壁	本牧A-6・7
横浜港	本牧ふ頭C突堤5号～9号岸壁及びBC突堤間1号岸壁	本牧BCターミナル
横浜港	本牧ふ頭D突堤1号～3号岸壁	本牧D1
横浜港	大黒ふ頭T-9号岸壁	大黒T-9
川崎港	東扇島川崎コンテナターミナル施設	KCT
清水港	新興津埠頭新興津1号岸壁	新興津CT
清水港	袖師第一ふ頭袖師5号～8号岸壁	袖師CT
名古屋港	飛島ふ頭地区 90～92号岸壁	公共北CT
名古屋港	飛島ふ頭地区 93・94号岸壁	公共南CT
名古屋港	飛島ふ頭地区 NCBコンテナふ頭岸壁(R1、R2、R3)及び荷さばき地	NCB
名古屋港	飛島ふ頭地区 TS1、TS2岸壁	TCB
名古屋港	鍋田ふ頭地区 T1、T2、T3岸壁	NUCT
四日市港	霞ヶ浦南埠頭26号、27号岸壁	四日市霞ヶ浦南
四日市港	霞ヶ浦北埠頭80号岸壁	四日市霞ヶ浦北

港 名	国際埠頭施設名 (保安規程単位)	略称
大阪港	咲洲地区南港C6・C7岸壁	C6～7
大阪港	咲洲地区南港C9岸壁	C9
大阪港	コンテナ埠頭第1号～第4号岸壁	C1～4
大阪港	コンテナ埠頭第8号岸壁	C8
大阪港	夢洲コンテナターミナル	C10～12
神戸港	六甲アイランドコンテナ第1／2号岸壁	RC-1～2
神戸港	ポートアイランドコンテナ埠頭第13号岸壁	PC-13
神戸港	ポートアイランドコンテナ第14号岸壁	PC-14
神戸港	ポートアイランドコンテナ第15号・16号・17号岸壁	PC-15～17
神戸港	ポートアイランドコンテナ1・J第18号岸壁	PC-18
神戸港	六甲アイランドコンテナ第3／4／5号岸壁	RC-4～5
神戸港	六甲アイランドコンテナ第6／7号岸壁	RC-6～7
下関港	岬之町地区岬之町埠頭24、25号岸壁	岬之町24～25
下関港	本港地区細江埠頭18、19、20、21号岸壁	細江18～21
下関港	本港地区第一突堤8号岸壁	一突8
下関港	本港地区第一突堤10、12、13号岸壁	一突10・12～13
下関港	新港地区新港埠頭新港1号岸壁	新港1
北九州港	太刀浦第一コンテナターミナル太刀浦7、8号岸壁	太刀浦第1CT
北九州港	太刀浦第二コンテナターミナル太刀浦29、30、31、32、33号岸壁	太刀浦第2CT
北九州港	ひびきコンテナターミナル響灘西3、4、5、6号岸壁	ひびきCT
博多港	アイランドシティ地区アイランドシティー14m・15m岸壁	アイランドシティCT
博多港	香椎パークポート地区香椎パークポートー13m岸壁	香椎パークポートCT
博多港	中央ふ頭地区中央ふ頭西ー10m・ー9m岸壁	中央埠頭西在来

(様式5)

予め事業所ごとに通知する番号を記入

P S カ ー ド 使 用 許 可 (変 更) 申 請 書

必ず記載してください。

携帯電話番号でも構いません。

事業所登録番号	〇-■■-■■■■■	事業所名	〇〇港埠頭公社		PSカードID番号	※変更
フリガナ	コウワン タロウ		男		住所	〇〇〇-〇〇〇〇
申請者氏名	港湾 太郎		・	S・H		〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
英字表記	KOWAN, TARO		女	48年 1月 1日生	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
主として 従事する港湾等	本牧 BC ターミナル (港湾運送事業法等、貨物自動車運送事業者の方は港湾名を記入。 その他の方はターミナル名を記入。)					顔写真(カラー) 縦4cm×横3.5cm ・申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真を貼り付けること ・サングラス等により顔の一部が隠れていないこと。 ・写真裏面に申請者氏名を記載すること
S 本船 (船内)	例：港湾運送事業法における港湾荷役(船内荷役)、はしけ運送、いかだ運送、固定・区画・荷造り若しくは荷直し、船倉清掃の業務に従事する労働者、本船上で検数、鑑定、検量に携わる者、または船陸交通許可証を所有する者					
A 船側 (エプロン)	例：港湾運送事業法における港湾荷役(沿岸荷役)、船積貨物警備の業務に従事する労働者、船側で検数、鑑定、検量に携わる者、または係船作業の目的で本船に近づく者					
T ターミナル	例：ゲート部、管理棟、メンテナンスショップ等、ターミナルの特定施設にしか立ち入らない者、船側に立ち入らない者、または貨物搬出入の目的でターミナルに出入りするトラック等の運転手(ホットデリバリーを行う海上コンテナトレーラーの運転手を含む)					
雇用関係	港湾労働者番号	※ 本欄に記入する場合は、「雇用保険」欄の記入は不要。				
	雇用保険	☒ 加入(雇用保険被保険者番号： ■■■■-■■■■■■■■-■) ☐ 未加入(未加入理由を記載した理由書(様式4-1)を添付すること。)				

ターミナル名を別紙「ターミナルの一覧」より一つだけ選択して記載
(カードに印字されます)

「S」「A」「T」のいずれかを丸で囲む

港湾労働者番号を記入した場合は、「雇用保険被保険者番号」の記入は不要。

PSカード一枚を使用したいので、裏面記載の使用許可条件に同意の上、(変更)申請します。

また、受領については別添の「PSカード使用許可申請書の提出について」にて記載した担当者に委任します。

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

国土交通省 〇〇地方整備局長 殿

※雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)、または港湾労働者証(港湾労働者番号を記入する場合)等の写しを添付すること。

変更申請時は、変更箇所の下線を引くこと。券面に変更が生じる場合(氏名・従事港湾・行動範囲)は写真を添付すること。

使用許可条件

1. PS カードの引渡し後、「PS カード受領書」に記入押印の上、速やかに返送すること。
2. PS カードの維持及び返納に要する費用は、使用者において負担すること。
3. PS カードは、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
4. PS カードについて修繕、改造その他物品の現状を変更しないこと。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
5. PS カードは、他人に貸与し、又は担保に供しないこと。
6. PS カードは、使用許可の目的以外の目的のために使用しないこと。
7. PS カードは、使用許可期間満了の日までに、又は、使用の必要がなくなった日以降速やかに指定の場所において返納すること。
8. 使用許可条件に違反したときは、地方整備局長又は北海道開発局長（以下「地方整備局長等」という。）の指示に従って PS カードを返納すること。
9. 「PS カード使用許可申請書」に記載した内容に変更が生じた場合は、直ちに地方整備局長等に報告を行うこと。
10. 地方整備局長等が特に必要があると認めて使用許可期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従って PS カードを返納すること。
11. PS カードの使用にあたって、何らかの損害が生じた場合にその費用を請求しないこと。
12. PS カードを亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を地方整備局長等に提出し、その指示に従うこと。
13. 地方整備局長等が、PS カードについて、必要に応じて調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該 PS カードの維持、管理、利用及び返納に関して必要な指示をすることは、これに応ずること。